

平成 30 年 12 月 11 日
行政改革推進会議

平成 30 年秋の年次公開検証の取りまとめ（案）

平成 30 年 11 月 13 日から 15 日まで実施された秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）及び 11 月 17 日に実施された秋の年次公開検証（「山形レビュー」）の指摘事項について、別添のとおり取りまとめる。

スーパーグローバル大学

取りまとめ

「スーパーグローバル大学創成支援事業」(文部科学省所管事業)

- ・本事業達成時のスーパーグローバル大学(SGU)の社会における機能が明確とは言えない。文部科学省は、目指すSGUの具体像を示すべきである。さらに、そこに至るロジックモデルをバックキャストिंगを通じて示し、SGUが実現できることを明確にする。
- ・各SGUはその属性や比較優位性を踏まえたロジックモデルを構築するとともに、定性的または定量的なアウトカム目標を公開し、それを達成していくことを示さなければならない。一方、目標に至るための計画及びアウトプットなどのプロセスの評価による支援の急激な変動は、目標達成に支障をきたし、本事業目的には逆効果の恐れがあるため、評価の対象は基本的にアウトカムに限定されるべきである。
- ・本事業の目的が、本来各大学の自主努力によってなされるべきことに鑑み、事業としての予算規模が段階的に縮減していくことも前提に、各SGUには自走化への計画を開示し、それを具体的に進めながら、その進捗を公表していくことが求められる。

国立大学法人運営費交付金

取りまとめ

「国立大学法人の運営に必要な経費」(文部科学省所管事業)

- ・ 昨年の秋レビューでの指摘を踏まえ、文部科学省においては国立大学の人事給与マネジメント改革に取り組んでいるが、各大学が進めている取組について、例えば、年俸制を導入したかどうかなど単なるアウトプットではなく、実際に若手教員の確保につながっているのかなどの客観的な成果指標(アウトカム)を設定した上で、適切に評価・検証していくことが必要である。
- ・ 厳しい国際競争の一方で、人口減少が確実に進む以上、潜在成長率を上げるには生産性を上げなくてはならず、そのためには教育・研究の質の向上を図るほかに、国立大学は、教育・研究の両面で、我が国の今後の成長基盤の鍵を握る重要な存在。このため、外部資金など資金調達が多様化を進めていくとともに、国立大学運営費交付金については、限られた予算の中で、より一層のメリハリ付け・有効活用を図っていく必要がある。
- ・ 規模の大小を問わず、また、各大学の特性等を踏まえつつ、教育研究について努力して成果を上げている大学に運営費交付金を重点配分し、そうでない大学への配分を減らすことは、各大学に正しいインセンティブをもたらす。そうした観点か

ら、客観的評価により配分する予算シェアを抜本的に増やすべきである。あわせて、これを有効に機能させるためには、重点3分野に基づく評価の在り方を抜本的に見直す必要がある。具体的には、人事給与マネジメント(若手研究者比率など)や外部資金の獲得状況にとどまらず、教育研究の成果(アウトカム)についても、例えば、質の高い論文数など共通指標を設定した上で、定量的・相対的な評価を厳格な第三者において行い、これに基づき大胆に配分を見直す仕組みを導入すべき。

- ・ 学長裁量経費については、学長のリーダーシップに基づく改革の取組がきちんに行われているかどうか確認できるよう、学長裁量経費の使途と目的について透明性及び説明責任を確保すべき。
- ・ 学内の予算配分に当たっては、学部・学科などのセグメント別の予算・決算を管理し、教育・研究成果を評価した上で行うべき。
- ・ 以上の取組については、スピード感をもって進めるべきであり、速やかに実施すべき。

産学官連携・大学発ベンチャー創出

取りまとめ

「国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金に必要な経費のうち、

- (1)センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム
- (2)世界に誇る地域発研究開発・実証拠点(リサーチコンプレックス)推進プログラム
- (3)産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム(OPERA)
- (4)イノベーションハブ構築支援事業
- (5)研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)
- (6)大学発新産業創出プログラム(START)」(文部科学省所管事業)

「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」(文部科学省所管事業)

- ・ 文部科学省は、多様な主体の連携・循環により、イノベーションが自律的かつ持続的に生み出される「イノベーション・エコシステム」の構築という政策目的の実現に向け、今回の対象事業に取り組んでいる。

「イノベーション・エコシステム」の実現のため、これらの事業により追求されるべき成果は、要素技術の確立とこれを組み合わせた製品・サービス化による事業化、国からの補助金に頼らない自立資金調達の度合い、ひいては自走化等が考えられるが、自己資金調達の度合いなど、成果の把握が不十分な事業もある。また、政策目的からバックキャストした場合、各事業が政策目的の実現に効果的なものとして立案されているか、といった点が必ずしも明確ではない。

まずは、各事業の実施・推進に当たって、政策目的を具体的なものとし、それぞれ

の論理的な因果関係を明確にしていく必要がある。例えば、イノベーションが自律的かつ持続的に生み出されるためには補助金終了後の自走化が重要であることから、地域や民間の負担額が着実に伸びていくよう、厳格な計画策定や毎年のフォローアップといった対応が求められる。

- ・ これまで、必要に応じ、各事業を新設・追加している経緯もあり、政策としての全体像が見えにくく、また、現場の負担も大きいことから、政策目的や対象に応じ、各支援について大括り化・分野別の整理、重点化、メリハリ付けを進める必要がある。

大括り化・分野別の整理等に当たっては、①国立研究開発法人・大学、②地域との連携、③個人・プロジェクト単位といった対象別の括りが考えられるが、特に、国立研究開発法人・大学向けの事業は、グローバルレベルで激化する競争に対応していく観点から、オールジャパンで、分野ごとに戦略性をもって臨む必要がある。

大括り化・分野別の整理には時間もかかることから、まずは、先行して、業務改革や申請者の事務負担軽減の観点から、事業の適正な執行にも留意しつつ、申請書類・様式の統合・削減、共通化・簡素化を迅速に進める必要がある。これは、今回の対象事業にかかわらず、文部科学省全体として推進する必要がある。

下水道事業のPFIの推進

取りまとめ

- 「民間資金等活用事業調査等に必要な経費」(内閣府所管事業)
- 「下水道におけるPPP/PFIの導入に向けた検討経費」(国土交通省所管事業)
- 「下水処理場におけるICTを活用した広域管理検討経費」(国土交通省所管事業)
- 「下水道事業」(国土交通省所管事業)
- 「社会資本整備総合交付金のうち下水道事業」(国土交通省所管事業)
- 「防災・安全交付金のうち下水道事業」(国土交通省所管事業)

- ・下水道の広域化・共同化は、コンセッションを進める上でも前提条件であり、進めていく必要がある。このため、広域化・共同化計画を更に後押ししつつ、自治体及び住民の方々に下水道事業に係るコスト意識を喚起する観点及び適正な料金設定の推進に資する観点から、人口3万人以上の自治体の公営企業会計の適用について進めるとともに、人口3万人未満の自治体についても、今後進めていくべき。
- ・事業の効率化に向けて、下水道のコンセッションを含むPPP/PFIを推進していくべきであり、その前提条件として、受益者負担原則の下、自治体及び住民の方々が正しいコスト意識を持っていただくとともに、下水道の整備について、立地適正化計画等の関連計画との整合性を図るべき。
- ・関係府省がコンセッション導入に向けて自治体を支援していく際には、連携して取り組んでいくべき。

空港整備事業

取りまとめ

- 「首都圏空港整備事業」(国土交通省所管事業)
- 「関西国際空港整備事業」(国土交通省所管事業)
- 「中部国際空港整備事業」(国土交通省所管事業)
- 「一般空港等整備事業(直轄)(耐震対策事業を除く)」(国土交通省所管事業)
- 「一般空港等整備事業(直轄)(耐震対策事業)」(国土交通省所管事業)
- 「一般空港等整備事業(補助)」(国土交通省所管事業)

- ・一般財源からの繰り入れについて、インバウンドの増加に伴って、着陸料等の収入が増えている一方、空港の整備計画が一段落している。整備から維持管理の経営の時代に移りつつあることを鑑みると、空港整備勘定への一般財源からの繰り入れについては、必要最小限、合理性のある範囲に留めるべきである。
- ・空港における責任ある経営主体を生み出す観点からも、コンセッションを今後推進するとともに、各空港の営業努力を進め、情報開示された空港別収支も活用しつつ、自主的な収支改善のための努力が行われるべきである。
- ・地方管理空港は国管理空港に比べて情報開示等の面で立ち遅れており、第一段階として、空港別の財務情報の開示が行われていない空港については、適切かつ継続的な開示を進め、ひいては、経営の合理化やコンセッション等につなげていくべきである。

訪日外国人の受入環境の整備

取りまとめ

「訪日外国人旅行者受入環境整備事業」(国土交通省所管事業)

- ・観光立国の実現に向け、訪日観光振興事業を効果的に推進することは極めて重要である。
- ・本事業による訪日外国人旅行者の受入環境整備については、どのような対象にどれだけの需要が現に存在し、本事業を通じて満足度がどの程度上昇したのかを確認するなど、事業内容の設定と効果測定の方法を改善すべきである。
- ・ホームドアの設置は、駅の安全性確保を一般的に目的としたものであるため、本事業の補助対象からは除外すべきである。また、ICカードという特定技術の普及に必ずしも拘泥することなく、QRコードその他の新しい技術への支援を含めて検討すべきである。

農地の集積・集約の促進

取りまとめ

「農地中間管理機構による集積・集約化活動」(農林水産省所管事業)

「農業委員会交付金」(農林水産省所管事業)

「農地利用最適化交付金」(農林水産省所管事業)

- ・ 農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、適切な進捗管理を行いつつ、農地の集積のみならず集約も促進していくことが必要である。農地中間管理機構(以下「機構」という。)は、機構発足以来の活動状況を検証し、集約化、市町村の区域を超えた広域的な活動、地域農業への参入希望者を含む担い手のニーズの把握や掘り起こし等について、機構としての強みを活かすためのノウハウ・教訓を整理し、その役割を十分に果たしていくべきである。
- ・ 地域の農業を将来も持続可能なものとするためには、農地の遊休化や担い手の確保など地域農業が抱える課題と現状を正しく把握し、農地の集積・集約について話し合う必要がある。市町村及び農業委員会などが、地域農業の将来について話し合う場を設け、機構は、これらの話し合いの場に積極的に参画すべきである。その際、機構は、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、地域の関係者等と連携しつつ、集約の重要性や、農地の円滑な貸し借りに向けて農地集積・集約化の制度について丁寧に説明し理解を得るべきである。

- ・ 機構集積協力金は、農業の生産性を向上させる観点から、集約化する地域の農業への支援(地域集積協力金)により農地の集積・集約化を推進させる方向に重点化するなど、抜本的な見直しを検討すべきである。
- ・ 機構を通じた農地の集積を行う際の手続きは、より利用しやすいものにすべきである。
例えば、市町村の計画で借入から転貸しまでできるよう、県段階の手続きを簡素化する等を検討すべきである。

林業の成長産業化

取りまとめ

「林業・木材産業成長産業化促進対策」(農林水産省所管事業)

「木材産業・木造建築活性化対策」(農林水産省所管事業)

「木材需要の創出・輸出力強化対策」(農林水産省所管事業)

「木づかい・森林づくり推進事業」(農林水産省所管事業)

- ・ 林業の成長産業化に向けて、農林水産省は問題意識を都道府県と共有し、その上で、需要の拡大と安定供給体制の構築を図っていく必要がある。その中で、川上から川下に至るまでの具体的な連携像を明確にしていくことが必要である。その際、川上から川下までを俯瞰した上で、各事業者の利益率やコスト構造を含めて、どこにボトルネックがあり、これまでの政策で解消できた点及びまだ課題として残っている点を振り返り、現在の問題点を明らかにし、それを解消していくべきである。
- ・ 川上から川下まで幅広く各種支援を行っているが、各事業の効果発現に至るロジックを明確にし、どの支援が特に効果があるのか、評価を適切に行い、最も効果的・効率的な施策に重点化するなど、事業のあり方は適宜見直していくべきである。
- ・ そのためにも、成果目標は、現在の指標である「国産材の供給・利用量」等ではなく、セグメント別または事業ごとに、例えば、利益率や経営の改善度等を含め、より

詳細に効果を定量的に測ることができる指標に見直すべきである。このため、川上から川下までのサプライチェーンの中で必要なデータを収集していくべきである。また、農林水産省は、交付金事業である「林業・木材産業成長産業化促進対策」の効果が十分に発揮されるよう、都道府県ごとの取組状況や成果目標の達成の度合い等の地域差の状況を明示することを検討すべきである。

技術協力(JICA 運営費交付金)

取りまとめ

「(独)国際協力機構運営費交付金のうち開発協力の重点課題」(外務省所管事業)

- ・ 昨年度の予算執行管理問題において、組織としてのガバナンスやプロジェクト管理に課題があることが明らかになったところである。現在、理事及び理事会によるガバナンス強化等の改善策に取り組みつつあるが、これらが単に体制やシステムの変革にとどまることなく、実際にチェック機能が働き、改善の効果が確認できるまで、外部からのチェックを含め、継続的に検証していくことが必要である。
- ・ 個別プロジェクトの実施については、例えば企画策定業務と履行业務の分割など複数者による価格競争となり得る方策を検証し、当初契約における価格競争を強化するだけでなく、期間内の実現可能性をさらに精査するとともに、一者応札時やランプサム契約時の価格精査や、契約変更時におけるその必要性や価格妥当性等のチェック機能、契約変更による増額リスクも踏まえた全体調整等の仕組みを強化し、事業の合理化・効率化を図るべきである。また事業終了後の評価においては、調達能力の向上に資するよう、外部評価のあり方を強化する必要がある。
- ・ 限られた予算を有効に活用するために、各案件の優先順位付けを適切に行えるよう、外務省は、開発協力重点方針等において、更なる重点化を図るべき。また外務省は、JICA と連携して、現場の案件形成・採択及び事後評価に資するよう、我が国

にとっての中長期的な裨益に関する具体的な判断基準を示し、基準を満たすものを案件形成・採択するよう努めると同時に、外交政策の観点からのプロジェクトの成果評価に基づいた速やかな見直しが進められるべきである。

新エネルギー

取りまとめ

「太陽光発電のコスト低減や信頼性向上等に向けた技術開発事業」(経済産業省所管事業)

「地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立するための実証事業」(経済産業省所管事業)

・「太陽光発電のコスト低減や信頼性向上等に向けた技術開発事業」については、国内企業の技術開発へ国費を投入する根拠の一つとして、エネルギー安全保障の観点から「技術自給率の向上」が掲げられているが、その定義や具体的な目標等が決まっていない。

こうした状況下において、安価な海外製品の購入ではなく、高価な国内製品の技術開発を推進するということは、国民負担の抑制という観点からは非効率なものとなる可能性があり、産業政策や CO2 削減など他の効果が期待できなければ、事業の正当化は難しいと考える。

この点、産業政策の効果としては、新規市場の創出効果(売上高)だけでなく、利益の試算や税収押し上げ効果等についても明らかにすべきであり、また、CO2 削減効果については、CO2 削減量の試算、1t 当たりの CO2 削減コストなどの具体的計算など、事業の効果の把握を十分行うべきである。

このため、FIT制度など他の既存政策の効果等も踏まえつつ、政策の目標の検

討や、CO2削減量などの指標の適切な設定とモニタリングを行うなど、抜本的な改善が必要である。

また、事業の途中であっても中止とする基準を確立した上で、定期的にモニタリングを行うことにより、当該基準を的確に運用する必要がある。

・「地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立するための実証事業」は、FS(事業性調査)や実証前の審査を厳格化することで、実証事業終了後に補助金やFITなしで自立でき、横展開される見込みが高い事業に絞り込むべきである。

また、自立や横展開の見込みを勘案して、事業の途中であっても中止とする基準を確立した上で、定期的にモニタリングを行うことにより、当該基準を的確に運用する必要がある。

省CO2対策(エネルギー対策特別会計)

取りまとめ

「省 CO2 型広域分散エッジネットワークシステム実用化推進事業」(環境省所管事業)
「遠隔モニタリングシステム活用による効果的な CO2 削減対策モデル事業」(環境省所管事業)

- ・「省 CO2 型広域分散エッジネットワークシステム実用化推進事業」については、本事業で実証しようとする技術が大企業を中心に実用化間近である中で、事業者の費用負担を軽減する効果ありきであることなどから、こうした事業者が自ら取り組むべきものに国費を投入する必要性は極めて低く、事業実施の必要性を抜本的に見直すべきである。
- ・「遠隔モニタリングシステム活用による効果的な CO2 削減対策モデル事業」については、既に CO2 削減を進めている中小企業もある中で、遠隔モニタリングを行うことが効率的な CO2 削減につながるとは考え難く、事業を実施する根拠が極めて薄弱であることから、事業実施の必要性を抜本的に見直すべきである。
- ・エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)については、平成 24 年度の地球温暖化対策税の導入により、財源が大幅に拡大している。国際連合で定められた SDGs に貢献していく必要はあるが、他方、財源の大幅な拡大により、不要不急の事業が予算計上されていないかどうか、引き続き、行政事業レビューにおいて検証すべきである。

統計調査のオンライン化

取りまとめ

「統計調査の実施等事業(周期調査)」(総務省所管事業)

- ・全国消費実態調査及び経済センサス-基礎調査について、過去の調査における問題点や原因を分析した上で、時代背景を踏まえたオンライン回答率に関する目標を設定し、仮に目標に達しなかった場合は、その要因をさらに分析して、次回の調査時にその改善を図るPDCAサイクルを効果的に回す必要がある。
- ・両調査のオンライン回答率がより一層向上するよう、個人情報の保護に留意しつつ、家計簿アプリケーションを開発した民間事業者との連携を検討するとともに、報告者の負担軽減等に資するよう、他府省庁が保有している行政記録情報の活用を図る必要がある。その上で、総務省は、各府省庁に対し、政府全体としての統計調査が、より効率的に行われるよう、司令塔としての役割を発揮していくべきである。

基金

取りまとめ

「省エネルギー設備導入促進基金」(経済産業省所管事業)

「水産業体質強化総合対策事業基金」(農林水産省所管事業)

- ・省エネルギー設備導入促進基金について、保険の機能として十分な資金の確保が必要ではあるものの、設定時に想定した事故率が昨今の経済環境やリース先の規模等に照らして合理的な水準であるか、本基金の目的であるエネルギー環境適合製品の導入のインセンティブとなっているか、という点について厳密に検討すべきである。
- ・水産業体質強化総合対策事業基金について、平成 26 年度の取崩型から回転型への見直しもあり、助成額と返還額との間で適切に回転している。このため、基金残高は、今後の実証事業の実施に支障が生じないことを前提に、月次等における返還と助成のタイミングのずれにより生じる一時的な資金需要分のみを手当すれば足りると考えられることから、かかる観点も踏まえて基金残高として保有すべき金額はいくらか、という点について厳密に検討すべきである。
- ・両基金について、以上の精査により余剰資金が生じる場合には、余剰資金は国庫返納すべきである。
- ・両基金のみならず、公益法人等に造成された全ての基金について、事業見込みが適切に精査されているか、また、造成時と比べて現在の状況においても基金事業の

意義や有効性は認められるか、例えば基金設定額を算出する際に想定した前提に
変化がないか等の観点から、改めて再点検を実施し、余剰資金について国庫返納
すべきである。

地域における介護サービス

取りまとめ

「地域支援事業交付金」(厚生労働省所管事業)

「保険者機能強化推進交付金」(厚生労働省所管事業)

- ・将来的に介護費用が増大することが見込まれる一方、国民の負担にも限界がある中で、介護保険によるサービスの持続可能性を確保するためには、保険者である市町村が地域の特性に応じて介護サービスを効率的・効果的に提供することが求められている。
- ・しかしながら、市町村の人員やノウハウ等には課題や地域差がある他、広域的な調整が必要な場合等もあることから、都道府県は、創意工夫のある好事例を横展開するなどを通じて、市町村に対する支援の強化・充実を促進すべきである。
- ・また、保険者機能強化推進交付金については、こうした都道府県や市町村による取組度合いや進捗状況を確認できるよう、適切な評価指標を盛り込むことで「見える化」を一層進めていくべきである。加えて、財政的インセンティブによる機能強化を図るため、定量的なアウトカム指標の比重を高めることや、地域支援事業の介護予防サービスを受ける「要支援者」の状態変化等に関するアウトカム指標を追加することなどを次回平成31年度交付分に向けて検討すべきである。
- ・地域支援事業においては、日常的な分析把握により要介護認定の変化等に効果

のある取組を特定し、速やかにその横展開や保険者機能強化推進交付金の指標への反映等により、市町村や都道府県の実施状況の底上げを図っていくべきである。

- ・要介護者の中でも比較的軽度と考えられる者に対する生活援助サービス等については、地域支援事業に統合することにより、各事業主体におけるスケールメリットも期待できるため、サービスの質の確保を前提に、今年度の全市町村に拡大されている地域支援事業の実施状況等も踏まえて、来年度において、地域支援事業への段階的移行について具体的に検討を進めるべきである。

「ジョブ・カード」を活用した雇用型訓練

取りまとめ

「雇用型訓練を活用する企業に対する支援等の実施」(厚生労働省所管事業)

- ・ジョブ・カードセンターは、元々、雇用型訓練支援を中心に活動してきたが、近年、雇用型訓練の利用者が減少傾向にある中、ジョブ・カードの利用促進に向けて効率的・効果的に機能しているか、また、機能していない場合にはその要因は何か、という点について明確に検証すべきである。その上で、雇用型訓練の重要性にも配慮しつつ、人生100年時代を見据え、今後重要となる意欲ある中高年齢者の円滑なキャリアチェンジ支援など、働き手や企業における現在のニーズを踏まえて、キャリア・プランニングや職業能力証明のツールとしての普及促進活動をより強化するなど、新しい方向に向けて必要な見直しを行うべきである。
- ・ジョブ・カードがキャリア・プランニングや職業能力証明のツールとして企業において活用されているか、その効果を適切に測定できるアウトカム目標を設定すべきである。
- ・政府全体で、調達改善の一環として、一者応札の改善に努めているところ、ジョブ・カードセンターの設置運営については、競争性の確保を図るため、サポートセンターの設置数も含めて、入札仕様の妥当性を検証し、その結果を踏まえつつ、ジョブ・カードが目指す目的を最も良く達成する委託先を選定できるよう、入札方法について必要な見直しを行うべきである。